（事業所名）施設外就労規則

（目的）

第１条　＊＊＊（以下「事業所」という。）が実施する施設外就労において、適正な運営を確保するために必要な事項を定め、施設外就労の継続により、就労能力や工賃等の向上及び一般就労への移行に資するため、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

（実施企業等との契約等）

第２条　施設外就労を実施する作業内容、作業時間、賃金（工賃）等について、発注元の事業所と契約書を取り交わすものとする。

２　請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、事業所が行うものとする。

（職員配置）

第３条　施設外就労を行うユニットについて、１ユニットあたりの利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による）の職員を配置するとともに、事業所についても施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による）の職員を配置するものとする。

（運営規程への位置づけ）

第４条　施設外就労の提供を、事業所の運営規程に位置付けることとする。

（個別支援計画）

第５条　施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成し、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資するものとする。

（緊急時の対応）

　第６条　施設外就労実施中の事故等の緊急事態に対応するため、連絡網等を定めた対応マニュアルを備えるものとする。

（評価）

第７条　施設外就労を行う利用者について、月の利用日数のうち最低２日は、施設外就労先又は事業所内で訓練目標（個別支援計画）について達成度、適応度等の評価を行い、記録するものとする。

附　則

この規程は、○○年○月○日から施行する。